

介護分野団体に対する質問と回答

【ノレーン委員】

(質問対象：全国社会福祉法人経営者協議会，公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会，公益社団法人日本介護福祉士会等)

(質問趣旨)

前回会合において，貴団体から，介護人材の受入れを技能実習制度に入れることについては反対である旨の発言があった。そこで言及された技能実習制度は現行のものを意味すると考えているが，仮に建設労働者や農業・漁業労働者等のように技能実習制度とは別の制度とした場合においても，介護人材を受け入れるべきではないと考えるか。今般の建設労働者の受入れは技能実習制度とリンクしてはいるが，別の制度である。技能実習制度という名称が貴団体に問題を生じさせているのか。仮に技能実習制度とは別の制度を構築した場合，名称を変更することは当該問題の解決に資するものとなるか。

【全国社会福祉法人経営者協議会からの回答】

介護業務においては，利用者とのコミュニケーション，従事者間でのコミュニケーションが必要不可欠であり，介護人材の受入れにあたっては，制度の名称如何に関わらず，一定の日本語能力は必須要件とすべきと考えている。

外国人介護労働者の拡大については，優先順位として介護福祉士資格等の国家資格を「専門的・技術的分野」に位置付けること，次に EPA 枠の国家枠の拡大，受入れ人数の拡大等を行うべきと考えている。その上で技能実習制度に介護を加えるのであれば，現行制度のまま適用すべきではなく，一定レベル以上の日本語能力及び初任者研修程度の研修を義務付ける等が必要と考えている。

【公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会からの回答】

介護は日常生活を営むのに支障がある者に対し身体的、心理的、社会的支援を行うことであり、介護を必要とする者の身体に直接触れ、日本語によるコミュニケーションが必要な業務で、心身の状況に応じた適時適切な判断による対応を行わなければ、介護事故の発生や生命の危険にかかわるもので、専門的な知識と技能が求められるものである。

したがって、日本語・日本文化を理解する教育を行った後、介護福祉士養成施設における体系的な教育のもとで専門職としての知識と技術を習得したうえで就労する必要がある。

介護は上記のような特性を持つものであるため、建設業や農業・漁業のような職種とは別のものと考えており、ノレーン委員のいわれる「別の制度」であっても、介護福祉士養成施設における教育を受け、介護福祉士資格取得を前提として「専門的・技術的分野」として受け入れるのでなければ反対である。もちろん、「名称」の問題でもない。

【公益社団法人日本介護福祉士会からの回答】

技能実習制度とは別の制度とした場合であっても、外国人労働者の受入れについての考え方は、ヒアリング提出資料の①の基本的考え方と同様である。

技能実習制度とは別の名称、もしくは新たな制度として外国人を受け入れるならば、現行のEPAでの受け入れの仕組みと同程度の条件が必要と考える。

なお、その際には日本の介護労働市場に悪影響を与えないように、一定の人数制限など配慮することが必要と考える。

【吉村委員】

(質問対象：公益社団法人日本介護福祉士会)

(質問趣旨)

- 1 労働条件等の厳しさから介護福祉士の資格を持っているにもかかわらず、実際に働いていない方の人数は多いと思われ、また同じ理由で若者が資格取得を目指さない、もしくは諦める状況もあるかと懸念されるが、実際の人数につきご教示願いたい。また、有資格者に関し職場に戻ってもらうために必要な条件が何かについてもご教示願いたい。

【公益社団法人日本介護福祉士会からの回答】

- 潜在介護福祉士（現在福祉介護分野の仕事をしていないが過去に経験のある者）の状況について、厚生労働省が公表した「潜在的介護福祉士の状況」（平成21年9月末現在）によると、介護福祉士資格取得者が介護保険事業又は介護保険事業以外の事業に従事していない者は27.5万人であり、割合としては34%となっている（別添資料1参照）。

平成26年3月末日時点の介護福祉士登録者数119.6万人を当該比率（34%）により算出すると約40.7万人の方々が潜在的介護福祉士であると推計される。

- 潜在的介護福祉士の福祉介護分野への復帰意向について、公益財団法人社会福祉振興・試験センターが公表した「介護福祉士等就労状況調査」によると、「条件があれば働きたい」の割合が最も高く、約半数以上が福祉介護分野への復帰意向を有している（別添資料2参照）。

なお、ホームヘルパー2級研修など修了し、介護現場で働いていない者について、日本総研の調査結果（別添資料3参照）によると、228.8万人となっている。そのうち、すぐに介護の職場に就きたい、いつか就きたいと思っている者は約84万人となっている。

○ 有資格者を職場に戻す条件について

職場を辞めた理由について、上記の「介護福祉士等就労状況調査」（別添資料4参照）によると次の通り。

- ① 介護職員の約8割が女性であり、結婚、出産、育児を理由に30%が離職していることから、介護の職場でも、子育てをしながら働き続けることが出来る環境を整えることが必要と考える。具体的には、保育所の併設、夜勤や変則勤務の軽減などである。
- ② 法人、事業所の理念や運営に不満があるが25%、職場の人間関係に問題があるが24.7%となっており、施設運営などについて経営者等の姿勢にも大きな問題があると思われる。人間関係の問題もそのことに起因することがある。また、職場での人材育成の仕組みが十分でないことが考えられる。このようなことから、経営者の資質の向上、人材育成のシステムの向上に取り組むことが必要と思われる。
- ③ 次に、収入が少なかったが23.5%、心身の不調が22%、労働時間、休日、勤務時間が合わなかったが18.9%となっており、やはり、介護労働に見合う収入が確実に介護職員に反映されること、勤務体制に融通を図ることや福利厚生を充実して介護労働者の心身のサポートを充実するなど介護労働環境全般の整備を行うことが必要と考える。
- ④ 最後に、専門性や能力を十分に発揮・向上できない職場、仕事だったが13.2%、将来の見込みが立たなかったが12.2%となっており、今後は人材育成と合わせて、職場でのキャリアパスの確立が必要であると考えられる。

以上の理由で、有資格者に介護現場に戻ってきてもらう条件は、介護職員の就労に見合う賃金の改善、働きやすい労働環境の整備、特に女性が働き続

けることが出来る環境整備，介護職員のキャリアパスの構築などを行い，介護を魅力ある職業として確立することが必要と考える。これらの実現が若い世代の就労意欲にもつながると考える。なお，介護事業者・運営者の運営が適切に行われることも必要と考える。

2 日本介護福祉士養成施設協会からは、「仮に外国人が日本で留学して日本の資格を取得すれば介護福祉士として働けるとするなら，しっかり教育をする準備はある」という発言があったが，貴団体はどうお考えか。

【公益社団法人日本介護福祉士会からの回答】

EPAの仕組み同様に，その他の外国人においても，日本の介護を学び，日本での介護福祉士の国家資格を取得した者については，一定の質が担保されていることから日本で働き続けることには問題ないと考える。

したがって，介護福祉士の資格を取得するために日本の介護福祉士養成校などに留学し，一定の日本語能力を取得し，介護福祉士教育課程を修了するならば問題ないと考える。但し，受入れについては，養成校側が日本語での授業が理解できるよう，日本語教育のサポート並びに食事，住居など日本における生活面でのサポート体制の構築が必要と考える。

【川口委員】

(質問対象：公益社団法人全国老人福祉施設協議会，全国社会福祉法人経営者協議会)

(質問趣旨)

ご提案の事前要件（日本語能力）を満たした技能実習生を4年間受け入れ、介護福祉士試験合格者には引き続きの日本での就労を認める制度は、インドネシア等とのEPAで実現されている。これらには日本語教育等に公費が投入されている一方で受入れ枠が満たされていない。新たな制度次第ではあるものの、技能実習生として受入れが認められても日本語教育等で受入れ機関の負担が現行のEPA枠での受入れ以上に発生することも予想される中で、現行のEPA枠の活用（必要に応じた枠拡大）ではなく、新たな制度として技能実習生としての受入れを提案される理由をご教示願いたい。

【公益社団法人全国老人福祉施設協議会からの回答】

- EPAによる外国人介護人材の受入れは、あくまでも2国間の経済連携協定の一環として「ヒトの移動」を実施しているものであって、2国間の経済効果に寄与することが命題とされており、受入れ調整機関は公益社団法人国際厚生事業団（JICWELS）に限定され、受入れ施設の要件や、候補者についても母国での看護資格保持者等一定のハードルが課せられている。同制度は、協定上、介護福祉士資格取得を前提に、事前の日本語学習のほか、就業中の語学及び介護技術等の習得等について受入れ施設の支援体制が義務付けられており、従って、彼らの名称も「介護福祉士候補者」と称し、高度な介護人材としての活動が期待されている。この目標達成のために、JICWELSは受入れ施設での指導状況の確認のほか、各施設指導者に対する指導、候補者に対する介護福祉士受験研修等も実施している。同制度は介護福祉士資格取得を目

標としているため、日本語研修や学習支援等施設側の費用負担及び労力が非常に大きいこともあり、受入れをためらう施設も多く、EPA枠に満たない現状であった。

- 新たに創設する「介護技能実習」制度は、我が国の介護保険制度の持続と機能の担保を担う原動力としての人材育成を通じて、広くアジア諸国で進行する高齢化に向けた技能を移転することを目標とするものである。日本での介護技術の実践的習得が第一であり、国を限定して行うものではない。

また、同制度は、介護福祉士資格取得は、一つの到達目標として掲げるものであり、資格を取得（合格）することが受入れ施設及び技能実習生に課されるものではない。同制度はあくまでも受入れ施設側の介護人材確保・育成と送り出し国の人材育成に寄与する自発的行為に基づくものであり、事前学習、渡航費用等は、政府予算に頼ることなく各々が負担するものとする。

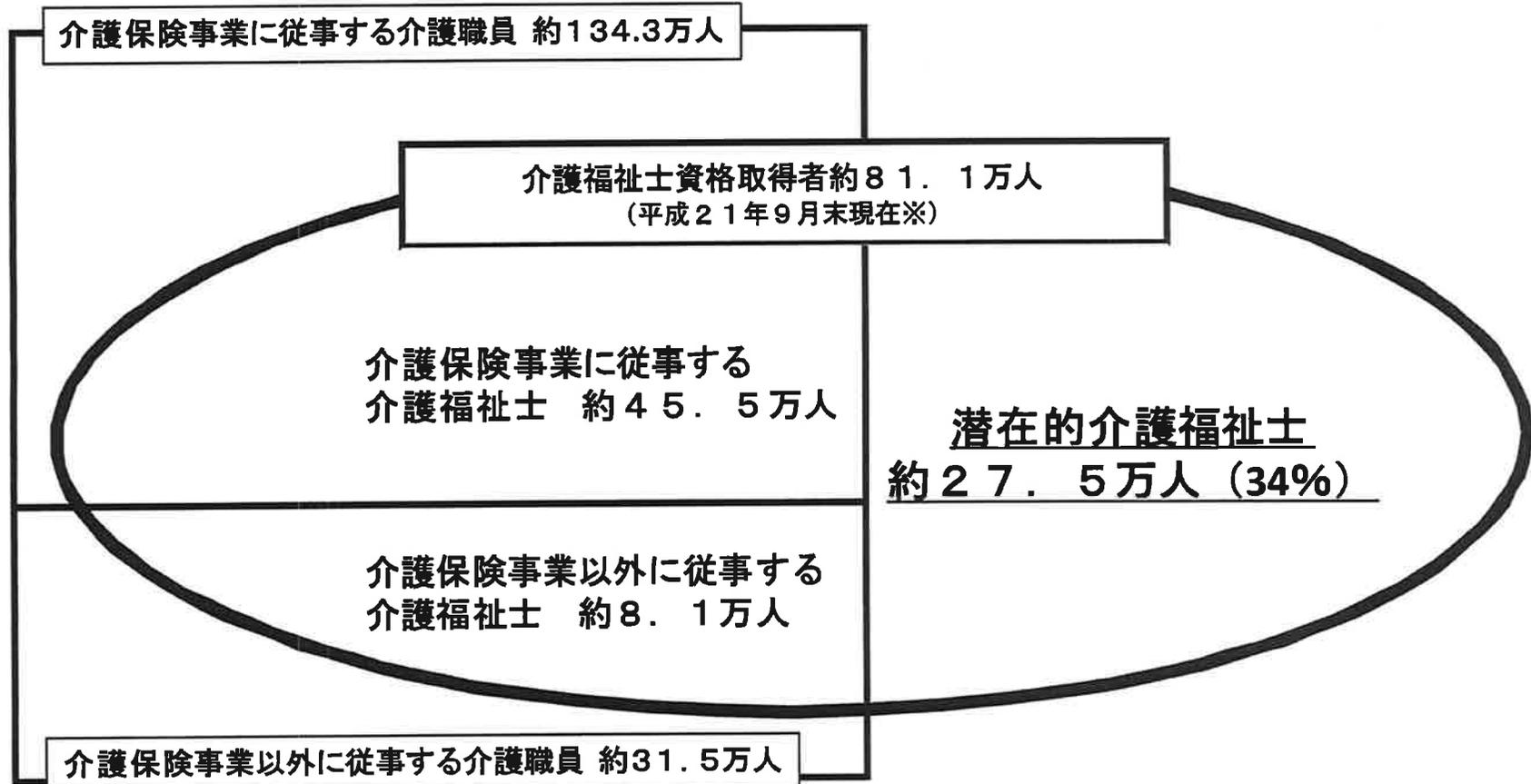
- なお、介護分野における外国人材の受入れについては、EPAの枠に留まることなくあらゆる可能性をもって検討していただき、日本で習得した介護技術・介護機器等が将来母国に伝えられることを期待する。

【全国社会福祉法人経営者協議会からの回答】

技能実習制度の拡大や新たな制度を、積極的に提案しているわけではない。外国人介護労働者の経年による必要人数が明確でない現在、優先順位として介護福祉士資格等の国家資格を「専門的・技術的分野」に位置付けること、次にEPA枠の国家枠の拡大、受入れ人数の拡大等を行うべきと考えている。その上で、技能実習制度に介護を加えるのであれば、現行制度のまま適用すべきではなく、一定レベル以上の日本語能力、及び初任者研修程度の研修を義務付ける等が必要と考えている。

潜在的介護福祉士の状況

介護等の業務に従事していない、いわゆる潜在的介護福祉士は、推計すると約27.5万人（平成21年9月末現在の登録者数約81.1万人の約34%）となっている。



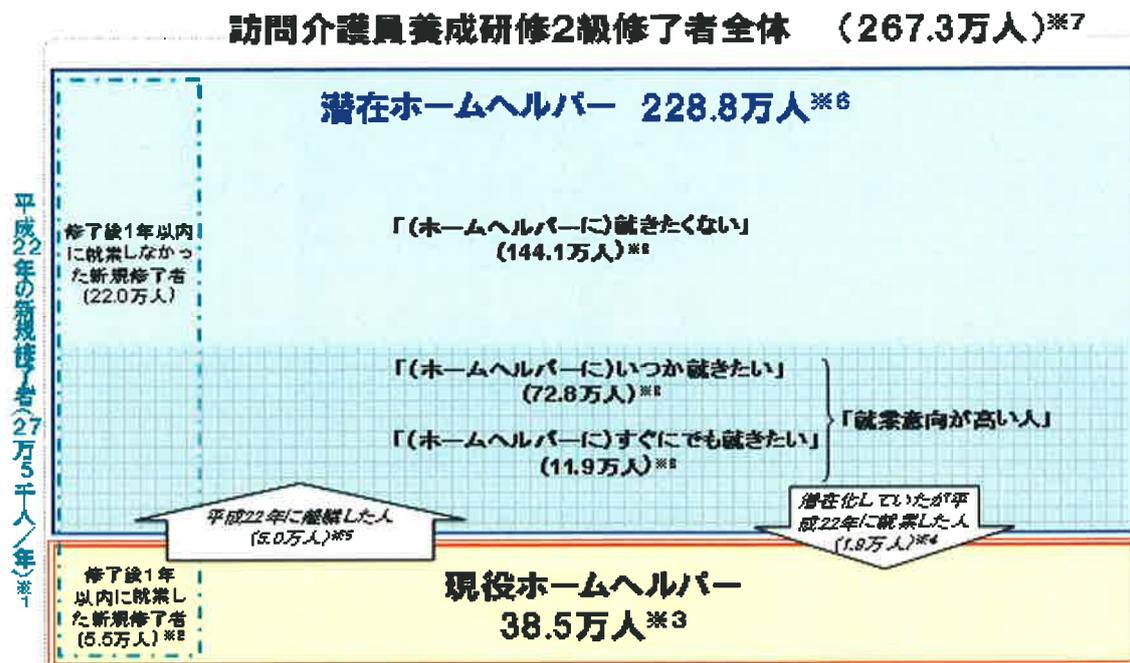
※ 介護従事者の数値については、時点をできる限りそろえるため、平成21年9月末時点での数値を利用している。

資料出所：介護保険事業の介護職員・介護福祉士数：平成21年介護サービス施設・事業所調査（厚生労働省大臣官房統計情報部）（実人員）
介護保険事業以外の介護職員・介護福祉士数：平成21年社会福祉施設等調査（厚生労働省大臣官房統計情報部）（実人員）

潜在的介護福祉士の福祉介護分野への復帰意向

	社会福祉士			介護福祉士		
	全体	福祉介護医療分野以外で働いている者	現在就労していない者	全体	福祉介護医療分野以外で働いている者	現在就労していない者
回答数	4,430	1,438	2,992	19,572	4,839	14,733
是非働きたい	20.9%	14.5%	23.9%	13.6%	7.9%	15.5%
条件があれば働きたい	53.6%	52.0%	54.4%	50.9%	47.8%	51.9%
働きたくない	9.5%	11.9%	8.4%	15.2%	17.6%	14.4%
分からない	13.8%	18.5%	11.5%	17.9%	23.6%	16.0%
(無回答)	2.2%	3.1%	1.8%	2.4%	3.1%	2.2%

平成24年度社会福祉士・介護福祉士就労状況調査結果



平成 22 年度 潜在ホームヘルパーの実態に関するアンケート調査結果
株式会社日本総合研究所

職場をやめた理由

	社会福祉士 (N=4,430)	介護福祉士 (N=19,572)
法人・事業所の理念や運営のあり方に不満があった	23.2%	25.0%
専門性や能力を十分に発揮・向上できない職場・仕事だった	16.6%	13.2%
職場の人間関係に問題があった	21.6%	24.7%
利用者・家族との関係に問題があった	1.4%	2.0%
収入が少なかった	17.0%	23.5%
将来の見込みが立たなかった	14.7%	12.2%
労働時間・休日・勤務体制があわなかった	16.2%	18.9%
いろいろな職場を経験してみたかった	11.9%	10.9%
新しい資格を取得した	4.5%	4.2%
起業・開業した	1.2%	0.9%
人員整理、勸奨退職、法人解散、事業不振	3.4%	3.7%
家族の転勤・転居	6.4%	5.3%
心身の不調(腰痛を除く)、高齢	18.1%	22.0%
腰痛	4.7%	14.3%
結婚、出産・育児	39.1%	31.7%
家族等の介護・看護	6.7%	13.1%
その他	24.4%	19.7%
(無回答)	2.5%	3.3%

平成24年度社会福祉士・介護福祉士就労状況調査結果：